

【法第6条第1項第3号建築物】

対象：令和7年7月1日以降に確認済証を受けたもの

検査の特例を受けようとする場合の 中間・完了検査申請時に提出する写真について

徳島県県土整備部住宅課建築指導担当

法第7条の5（検査の特例）を適用し、徳島県建築主事の検査を受けようとする場合、同法規則第4条第1項第2号または第4条の8第1項第2号の規定に基づき、次の工程の工事終了時の状況が確認できる写真を提出してください。

- 工事監理写真の提出は、参考様式をご活用ください。
- 工事内容に応じて、工程毎に各3枚程度添付してください。
- 完了検査申請時は、直前の中間検査後に行われた工事に係る工事監理写真を提出してください。
中間検査が無い場合は、①～③全ての工事監理写真を完了検査申請時に提出してください。

工程	構造	工事写真の内容
①基礎の配筋の工事終了時 (鉄筋コンクリート基礎の場合)	共通	<input type="checkbox"/> 全景 <input type="checkbox"/> 鉄筋間隔、開口補強、補強筋と主筋の緊結（フック等）等【令第38条】
②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時	木造	<input type="checkbox"/> 筋かいの施工状況（端部の接合方法、金物の取り付け状況等）【令第47条】 <input type="checkbox"/> 面材耐力壁の施工状況（面材の仕様、釘の種類・ピッチ等）【令第47条】
	鉄骨造	<input type="checkbox"/> 柱の脚部の緊結状況【令第66条】 <input type="checkbox"/> 柱、梁、プレースの部材寸法、継手・仕口の状況【令第67条】
	RC造 SRC造	<input type="checkbox"/> 柱、耐力壁、梁の部材寸法等 <input type="checkbox"/> 柱、耐力壁、梁の鉄筋径、本数、ピッチ、継手の定着、かぶり厚さ等【令第73条他】
③屋根の小屋組の工事終了時	木造	<input type="checkbox"/> 小屋組の全景、接合金物等の取付状況等 <input type="checkbox"/> 小屋組の振れ止め、火打ち材の設置状況【令第46条】

提出先

- 徳島県土整備事務所 電話 088-653-8818、8819
(所管：小松島市、北島町、藍住町、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、鳴門市、松茂町、板野町)
- 吉野川県土整備事務所 電話 0883-26-3714
(所管：吉野川市、阿波市、石井町、上板町)
- 阿南県土整備事務所 電話 0884-24-4214
(所管：阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町)
- 美馬県土整備事務所 電話 0883-53-2214
(所管：美馬市、つるぎ町)
- 三好県土整備事務所 電話 0883-76-0609
(所管：三好市、東みよし町)